

【イギリス】EU 離脱後のイギリス外交に関する議会報告書

国土交通課長 塚田 洋
(海外立法情報課在籍時に執筆)

* 2018年1月30日、議会下院外交委員会は、EU 離脱後のイギリス外交の在り方に関する報告書を公表した。同報告書は、EU の共通外交・安保政策への関与、EU 加盟各国との外交関係、対アイルランド外交の3点について、政府への勧告を行っている。

1 背景と経緯

2016年6月23日の国民投票の結果に基づき、イギリスは欧州連合（EU）からの離脱を決定した。しかしEU側との交渉は、清算金などの離脱条件をめぐってこう着状態に陥るなど、必ずしも円滑に進行しなかった。EU 離脱後のイギリス外交の在り方についても、国民投票から1年以上経過しても政府から具体的な方針が明示されず、国内での議論が深まらない状態が続いた。例えば、2017年9月12日、EU 離脱省は、EU 離脱後の外交、防衛、開発政策におけるEUとのパートナーシップに関する報告書¹を発表したが、EU の共通外交・安保政策への支持と、域外国として前例のないレベルでの協力の可能性を示唆するにとどまった。また、同月22日にはメイ（Theresa May）首相もEU 離脱交渉の打開に向けて演説²を行い、EUと「深く特別な関係」を構築すると述べたが、具体的な外交政策には踏み込んでいない。このような状況を問題視した議会下院外交委員会は、2017年10月、有識者からの意見聴取と北アイルランドにおける現地調査により、基本的な政策課題の検討を行った。その成果は政府に対する勧告として調査報告書³（以下「報告書」）にまとめられ、2018年1月30日に公表された。その概要は次のとおりである。

2 報告書の概要

(1) EU の共通外交・安保政策への関与

イギリスがEU 離脱後も民主主義、人権、法の支配等を欧州の隣国と共に実現し、また、国際ルールを遵守する意思を示すという観点から、報告書はメイ首相が示したEUとの「深く特別な関係」を支持するとしている。しかし、メイ首相の演説に具体性が乏しいことから、外交・安全保障分野の協力体制について、早急に政策文書として示すことを求めている。

また、報告書は、クリミア半島侵攻後の対ロシア制裁を例に、イギリスはEU加盟によって自国の外交力を増幅できていた点を指摘し、EU 離脱後もEUの政策決定に関与する手段を確保すべきであるとしている。現在、EUと域外国との政策調整の場としては、加盟候補国を対象とした政策協定や非公式協議、アメリカ等の戦略的パートナーとの間で行われる政策対話等が

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年4月6日である。

¹ Department for Exiting the European Union, *Foreign policy, defence and development : a future partnership paper*, 12 September 2017. <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/643924/Foreign_policy_defence_and_development_paper.pdf>

² PM's Florence speech: a new era of cooperation and partnership between the UK and the EU, 22 September 2017. <<https://www.gov.uk/government/speeches/pms-florence-speech-a-new-era-of-cooperation-and-partnership-between-the-uk-and-the-eu>>

³ House of Commons Foreign Affairs Committee, *The future of UK diplomacy in Europe*, 30 January 2018. <<https://publications.parliament.uk/pa/cm201719/cmselect/cmfa/514/514.pdf>>

あるが、これらはいずれも EU が決定した政策を前提としたものである。外交力低下を最小限にとどめるため、EU の共通外交・安全保障政策を扱う政治安全保障委員会 (Political and Security Committee) にイギリス政府代表を出席させ発言機会を確保するよう、政府に求めている。

(2) EU 加盟各国との外交関係

EU 本部等では、加盟各国職員による情報交換や政策調整が日常的に行われているが、EU 離脱によってイギリスはそうした機会も失う。そのため報告書は、今後 EU との間でどのような合意が成立したとしても、加盟 27 か国との外交関係への影響は避けられないと指摘し、外務連邦省 (以下「外務省」) に対して、次の対応を求めている。

まず、EU 離脱後の欧州各国との外交について基本方針と優先課題を政策文書にまとめることである。この文書に基づき、西バルカンサミット (2018 年 7 月にロンドンで開催予定) において、イギリスが引き続き欧州の外交・安全保障政策に貢献する意思があることを各国に示すべきであるとしている。

第二に、国際開発省、国際貿易省に加え EU 離脱省が設置され、外交政策の縦割りが一層進んだことから、外務省に改めて政策全体の統括を求めている。

第三は、欧州各国に設置した大使館の人員増と機能強化である。EU 加盟各国における大使館は、近年アジアを重視して行った人員再配置の影響を受け慢性的な人員不足に陥っていた⁴ことから、外務省は急きよ 50 人の増員に着手した。報告書は、増員の効果を検証するため、50 人の経歴、配属前研修、配属先の業務、業績評価等を明らかにするよう求めている。また、配置に当たってはフランス、ドイツ両国を優先し、政治・経済分野及び調査部門を重視すること、東欧及び中央アジアで導入した地域専門職員制度を参考に専門性の高い職員を採用することにも言及している。さらに、域外国の大使館が行ってきた外交活動を調査すること、EU 本部のあるブリュッセルに駐在し、EU 及び加盟各国との外交関係を統括する専任大臣の創設を検討することなどを求めている。

(3) 対アイルランド外交

報告書は、陸上国境を接し、人の移動や貿易関係も活発であるアイルランドとの関係を、EU 加盟国中最も重要な 2 国間関係と位置付けている。1998 年 4 月の北アイルランド和平協定 (ベルファスト合意) に基づき展開してきた両国関係を維持することがイギリスの国益であることを確認し、国連における人権、開発分野での政策連携など、近年の両国関係の進展を歓迎している。一方、両国政府職員の日常的な接触機会は、北アイルランド問題の再燃回避においても有益であったことから、EU 離脱の影響に懸念を示している。

報告書は、国境の復活を含め、両国関係をベルファスト合意以前の状態に戻さないという政府の決意を歓迎するとともに、両国関係の一層の緊密化を求めている。具体的には、外務省に対し、イギリス・アイルランド協議会⁵等と協力し、両国関係の現状分析と関係強化策を示すこと、駐アイルランド大使館の体制を強化し、政府機関からの情報収集や広報活動に当たらせることを求めている。

⁴ 報告書は、イギリスが EU 加盟各国の大使館に配置した人員は、2006 年の 486 人から 2017 年の 220 人へ大幅に減少したとの証言を紹介している。House of Commons Foreign Affairs Committee, *op.cit.*(3), p.18.

⁵ ベルファスト合意に基づき設けられた和平推進のための協議体である。イギリス、アイルランド両国政府のほか、スコットランド、ウェールズ、北アイルランド、マン島、チャネル諸島の各政府代表から成る。猪口孝ほか『国際政治事典』弘文堂、2005、p.236.